

募集要項

1 概要

福島県双葉郡川内村大字上川内字花ノ内6に所在する防衛省大滝根山分屯基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

3 設置施設の所在地及び名称

福島県双葉郡川内村大字上川内字花ノ内6
防衛省大滝根山分屯基地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置機種及び台数
ア 缶・ペットボトル式自動販売機 7台（最大9台）
イ 食品自動販売機 2台
なお、設置台数は施設の状況等により変更となる場合がある。
- (3) 設置業者数
ア 缶・ペットボトル式自動販売機 2者以内
イ 食品自動販売機 2者以内

(4) 募集要領

申請時に、上記のどの種に応募するかを明記すること。
なお、審査の結果、選定業者が重複する場合もある。

(5) その他

ア 令和6年4月1日～令和11年3月31日（必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。）

イ 自動販売機の設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

(6) その他

詳細は別添仕様書のとおり。

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を、②の提出先に、③の地出期限までに提出すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

① 提出書類

i 申請書1部（別紙様式第1）

ii 企画提案書（別紙様式第2） 正1部、写し3部

ただし、写しについては、公平な審査のため、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。具体的に削除する情報の一例は以下のとおり。

・応募業者名

・会社（団体）代表者名

・応募業者が特定される関連団体・付属組織等の名称

・会社（団体）の役員、業務従事者等の中で事業の関連業界等において著名な者で容易に応募業者が特定される者の氏名、写真

・会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知らせている者で、容易に応募業者が特定される者の氏名、写真

また、応募業者は過去の同種事業の受注実績については一切記載しないこととし、能力又は体制等が企画の履行能力を具体的に評価できる内容とすること。

※ 以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

イ 商品の供給体制

ウ ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法

エ 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無

オ 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台あたりの年間消費電力（別紙様式第4）

カ 省エネルギー・環境対策に係る提案

キ 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能

ク メンテナンス及びアフターサービスについて

- ケ 営業所の営業時間及び営業所から防衛省大滝根山分屯基地までの所要時間
- コ 田村市内及び川内村内での自動販売機設置台数（令和5年10月1日現在）
- サ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- シ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- ス 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
- セ 防衛省における営業方針
- ソ その他のアピールポイント

iii 企画提案書附属書類1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格）

iv 自動販売機設置希望表（別紙第5）1部

v その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a. 業務確約書（別紙様式第6）

b. 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
※発行後3ヶ月以内のもの

c. 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

d. 財務諸表（個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等）

e. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）

※発行後3ヶ月以内のもの

f. 会社概要（様式は問いません。上記c. 営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要です。）

g. 印鑑証明書

※発行後3ヶ月以内のもの

h. 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i. 誓約書（別紙様式第7）

j. 役員名簿（別紙様式第8）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることが

できる。

② 提出先

〒979-1201

福島県双葉郡川内村大字上川内字花ノ内6

航空自衛隊大滝根山分屯基地厚生係 公募担当 佐藤

電話0247-79-2277（内線275）

③ 提出期限

令和5年10月30日（月）13時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

① 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑤ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

⑥ 提示した国有財産使用料が、今年度の金額未満の場合

⑦ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする場合がある。

設置場所については、缶・ペットボトル式自動販売機及び食品自動販売機は、ドント方式により決定する。

7 業者の決定等

(1) 説明会の日時・場所

令和5年10月11日（火）14時から基地クラブにて実施する。

(2) 業者決定日時

令和5年11月9日（木）までに説明会参加業者に書面にて通知する。

8 業者決定後の提出書類等

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 電気・水道等使用許可申請書

なお、上記以外の書類等を依頼する場合もある。

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 令和5年11月16日（木）17時まで